

福井県報

号 外 第 59 号

令 和 8 年

8 月 3 0 日 (日)

火 曜 日 発 行

— 目 次 —

告 示

○災害救助法に基づく救助の実施（407・危機管理課）……………1

告 示

福井県告示第407号

令和8年8月29日から大雨による災害に関し、令和8年8月29日から福井市、大野市、勝山市、あわら市、坂井市および永平寺町の区域において災害救助法（昭和22年法律第118号）による救助を実施する。

また、同法第13条第1項の規定により、福井県知事の権限に属する救助の実施に関する事務の一部を令和8年8月29日から福井市長、大野市長、勝山市長、あわら市長、坂井市長および永平寺町長が行うこととする。

令和8年8月30日

福井県知事 石田 嵩人

